

第10期藤井寺市分別収集計画

令和4年7月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

大量に排出された廃棄物処理に関しては、その処理施設の能力維持に係る財政的負担の膨大化や、最終処分場の確保が極めて厳しい状況にあること、加えて、地球環境等の問題も含めて「ごみ」の適正処理には各自治体が困惑している状況にある。

特に最近では、①ポイ捨てされたビニール袋などのプラスチックごみが川から海へ流れ、「海洋プラスチックごみ」となり、さらに太陽光や波の力により 5mm以下に細分化された「マイクロプラスチック」を海洋生物が誤って食べてしまうなど、海の生態系に悪影響を与えてしまうこと②国内で処理しきれないリサイクル資源としての廃プラスチック類の主要な輸出先であった中国が廃プラスチック類の輸入を禁止したことや、中国に代わって主要な輸出先となった東南アジア諸国などでも廃プラスチック類の輸入規制を強化しており、今後は日本国内でのリサイクル処理の強化が不可欠であること③レジ袋が全国一律有料化されたことなどを受け、容器包装廃棄物のさらなる3R（リデュース：発生の抑制、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）が重視されている。

こうした状況のなか、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」の第8条に基づいて、容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者はそれを再商品化するといった、それぞれの役割分担や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型の地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政など全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,946 t	2,926 t	2,905 t	2,885 t	2,866 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、方策を実施するに当たっては、市民・事業者・再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

ごみ処理施設見学会や小学校の副読本等を活用した教育の場において、ごみ排出量・処理費の抑制、最終処分場の逼迫等、ごみ処理における厳しい状況についての情報を提供し、ごみ減量・リサイクルへの認識を深めてもらう。さらに、ごみ排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組み、今後も学校教育及び地域社会全体での生涯教育として取り組みを継続する。

・マイバッグ(エコバッグ)持参の推進

買い物時にはマイバッグ(エコバッグ)を持参し、レジ袋をもらわないように啓発する。

・マイボトル・マイカップ持参の推進

コーヒーショップ、ファストフードなどの飲食店、会社のオフィス、各種イベントなどで、マイボトル・マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨ての容器を削減するように啓発する。

・スーパーマーケットなど小売店での店頭回収の利用の推進

市民の排出先として、白色トレイなどのプラスチック製容器包装や牛乳パック・缶・びんなどの回収を行っているスーパーマーケットなど小売店への排出の利用を推進する。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売推進等の啓発

・過剰包装の抑制等

買い物時における簡易・適正包装商品の選択、商品の過剰包装の拒否等包装の簡素化・適正化に取り組み、過剰包装の抑制を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、藤井寺市委託業者が有する収集機材、市処理施設、柏羽藤クーンセンター選別処理施設等を勘案し、収集に係る区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られた分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	53 t		53 t		53 t		52 t		52 t	
主としてアルミ製の容器	71 t		71 t		70 t		70 t		69 t	
無色のガラス製容器	(合計) 61 t		(合計) 61 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0 t	61 t	0 t	61 t	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	60 t
茶色のガラス製容器	(合計) 58 t		(合計) 57 t		(合計) 57 t		(合計) 57 t		(合計) 56 t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0 t	58 t	0 t	57 t	0 t	57 t	0 t	57 t	0 t	56 t
その他のガラス製容器	(合計) 213 t		(合計) 212 t		(合計) 211 t		(合計) 209 t		(合計) 208 t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	11 t	202 t	11 t	201 t	11 t	200 t	11 t	198 t	11 t	197 t
主として段ボール製の容器	310 t		308 t		306 t		304 t		302 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を入れて用いるためのもの	(合計) 86 t		(合計) 86 t		(合計) 85 t		(合計) 85 t		(合計) 84 t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	86 t	0 t	86 t	0 t	85 t	0 t	85 t	0 t	84 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\begin{aligned} & \text{直近2年度平均の市民1人あたり収集実績量} \\ & \times \\ & \text{各年度予測人口(直近3年度平均の人口変動率)} \end{aligned}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
62,500人 対前年度比 0.99313513	62,100人 対前年度比 0.99313513	61,700人 対前年度比 0.99313513	61,300人 対前年度比 0.99313513	60,900人 対前年度比 0.99313513

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

平成26年4月より、缶・ビンについて市委託業者が収集し、柏羽藤環境事業組合において分別処理・保管を行い、段ボールについては市委託業者が収集し、市資源化物保管施設で保管している。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる段ボール・アルミ缶・スチール缶については、行政回収とあわせて、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール製容器 アルミ製容器	資源ごみ (空かん)	市委託業者による定期 収集	柏羽藤環境事業組合 不燃物処理資源化施設
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源ごみ (空びん)	市委託業者による定期 収集	柏羽藤環境事業組合 不燃物処理資源化施設
紙類	段ボール	資源ごみ (段ボール)	市委託業者による定期 収集	藤井寺市資源化物保管施設
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	市による拠点回収	柏羽藤クリーンセンター 減容施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんについては、昭和57年度から分別収集を実施しており、藤井寺市資源ごみ処理施設で選別・圧縮・保管を行っていたが、平成26年4月より柏羽藤環境事業組合不燃物処理資源化施設において分別処理を行っている。

牛乳パック、トレイについては、スーパーマーケット等での店頭回収を、積極的に利用してもらうよう広報等で周知する。

段ボールについては、平成10年度から収集を実施し、藤井寺市資源化物保管施設で保管を行う。

ペットボトルについては、柏羽藤クリーンセンターにおいて、平成11年度に設置された減容施設で圧縮・保管する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	資源ごみ (空かん)	無色透明袋	2tパッカー車 2tダンプ車	柏羽藤環境事業組合不燃物処理資源化施設
アルミ				
無色ガラス	資源ごみ (空びん)	無色透明袋		
茶色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	資源ごみ	なし		藤井寺市資源化物保管施設
ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	網かご	柏羽藤クリーンセンター減容施設	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・その他紙及びその他プラスチックについては、収集体制、処理施設の整備が必要であり、広域処理に向けて組合構成市と協力して検討を進めていく。